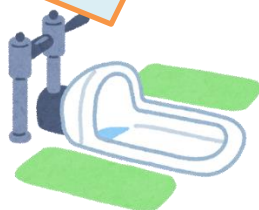


「和式」トイレを「洋式化」しませんか？

ほくももっとお客さんをおもてなしたい！



きれいなトイレでおもてなし！

注意！「洋式トイレ」より「和式トイレ」の数が
多い施設が対象です！

和式トイレの洋式化に係る費用の一部を補助します！

平成31年茨城国体や、平成32年東京オリンピックの開催を見据えて、県内民間観光施設の受入体制の強化を図るため、**民間観光施設の和式トイレの洋式化に係る費用の一部を補助します。**

【対象事業】

対象事業	内容
1 和便器から洋便器へ取り替える工事等	洋便器（暖房便座、洗浄器付便座など）への改修工事
2 上記1に付随して、便房内の利便性を向上させるための設備を改修、設置する工事	手摺り、オストメイト用設備、ベビーシート、ベビーホルダーの改修、設置など
3 上記1、2に付随する一連の工事	給排水管、配線、間仕切りの改修など

【補助率等】補助率1/2、補助上限10万円/1基あたり

○補助対象となる改修基数には制限があります。

- ・補助対象となるのは、施設の来客用トイレのうち、洋式トイレ数が和式トイレ数と同じになるか、あるいはを超えるまでの基数分の改修となります。
- ・来客用トイレのうち、洋式トイレ数が和式トイレ数より多い施設は補助対象となりません。
 (例1) 和式トイレ3基、洋式トイレ1基の施設 ⇒ 和式1基が改修補助対象
 (例2) 和式トイレ4基、洋式トイレ1基の施設 ⇒ 和式2基が改修補助対象

【補助対象事業者】民間観光施設の事業者

【申請受付期間】平成28年10月5日(水)～11月22日(火)

【申請方法】指定の申請書により、県観光物産課へ提出

※「観光いばらき」ホームページより、補助要綱・様式が入手できますので申請の際は必ずご確認ください。

※ 申請には申請書のほか、事業計画書、工事着工前写真、見積書、法人の定款(個人の場合は住民票抄本)、県税納税証明書等の提出が必要です。

※ 予算額を上回る件数の申請があった場合には、1施設当たりの補助基数を調整する場合があります。

〈お問い合わせ先〉
 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
 茨城県商工労働観光部観光局
 観光物産課観光戦略グループ
 TEL:029-301-3617 FAX:029-301-3629

観光いばらき

検索

<http://www.ibarakiguide.jp/>

